

暴風警報等の発表に伴う休校措置（自宅待機）について

- ▽ 「**暴風警報**」が発表された場合
- ▽ 「**大雨に関する特別警報**」が発表された場合

対象地域 熊野市、紀勢・東紀州、もしくは三重県南部地方
和歌山県新宮・東牟婁地域、もしくは和歌山県南部地方

- ▽ 「**避難勧告**」、「**避難指示**」が発表された場合

対象地域 紀和町

1. 始業前

- 生徒は 自宅待機 とする。
 - ◇午前11時までに警報が解除されたとき
 - 解除後2時間の余裕を持って授業を開始する。
(詳細については、学校より連絡を入れる)
 - ◇午前11時になっても警報が解除されないとき
 - その日は臨時休業とする。

2. 始業後

- 生徒は、一時学校待機、その後、安全確認のうえ下校させる。

* 「大雨・洪水警報」の場合

- 原則として授業を行う。
ただし、状況によって授業を行わないときは、連絡網等で連絡する。

※ 本校は校区が広いため、地域、通学路等の危険度が違います。上記警報等が発表されていなくても、安全を最優先に考えて保護者でお子様の登校、自宅待機の判断をお願いいたします。その場合には学校にその旨ご連絡ください。

(97-0009)

※ 上記のとおりのお取り扱いになりますので、ご家庭で警報発表等の情報確認をよろしくお願ひします。
なお、自宅待機等の連絡が必要なご家庭はあらかじめ学校まで連絡してください。